杜の都の風土を育む景観条例の一部を改正する条例

杜の都の風土を育む景観条例（平成七年仙台市条例第五号）の一部を次のように改正する。

第六条第四項中「第八条第二項第四号ロ」を「第八条第二項第四号ハ」に改める。

第八条中「第十六条第七項第十一号」を「第十六条第八項第十二号」に改める。

附　則

この条例は、市長が定める日から施行する。